



2021年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社りそなホールディングス
代表者名 取締役兼代表執行役社長 南 昌 宏
(コード番号 8308 東証一部)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく
同法第156条第1項の規定による自己株式の取得)

当社は本日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当社定款第50条の定めに基づく同法第156条第1項の規定により、自己株式を取得することを決議いたしました。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社を株式交換完全親会社とし、株式会社関西みらいフィナンシャルグループ（以下「関西みらいフィナンシャルグループ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施すること等による当社による関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社化のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）に伴うEPSの希薄化に対応するために、当社は自己株式の取得を行います（注）。かかるEPSの希薄化に対応すべく、当社は、取得する株式の総数（上限）を、本株式交換に伴う当社の発行済株式総数の変動数及び本取引に伴う当社の親会社株主に帰属する当期純利益の変動額を勘案して決定しております。

(注) 2020年11月10日公表の「株式会社りそなホールディングスによる株式会社関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社化に向けた株式交換契約の締結（簡易株式交換）等に関するお知らせ」の1.(2)③「自己株式の取得」（24頁）もご参照ください。

なお、記載内容（抜粋）は以下の通りです。

「りそなホールディングスは、本取引に伴う潜在的なEPSの希薄化が生じる場合には、当該希薄化に対応するため、本取引後速やかに、自己株式取得を市場買付けにより実施することを予定しております。」

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 88,000,000株(上限)
(発行済普通株式総数(自己株式を除く)に対する割合3.51%) |
| (3) 取得価額の総額 | 500億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2021年5月12日から2021年9月30日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付
①自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け
②取引一任契約に基づく市場買付け |

なお、今回の自己株式取得により取得する自己株式は、消却を実施する予定です。

(ご参考) 2021年4月1日時点の自己株式(普通株式)の保有状況

発行済株式総数(自己株式含む) : 2,512,049,555株(注1)

自己株式数 : 5,837,458株(注2)

(注1)2021年3月31日時点の当社発行済株式総数に、2021年4月1日の本株式交換の効力発生に伴い交付した当社株式数209,220,364株を加えております。

(注2)従業員持株会支援信託ESOP及び役員向け株式給付信託が所有する当社株式を含んでおります。なお、2021年3月31日現在における従業員持株会支援信託ESOP及び役員向け株式給付信託が所有する当社株式は4,840,100株であります。

以上

<本件に関するお問合せ先>

りそなホールディングス コーポレートコミュニケーション部

(東京本社) TEL:03-6704-1630 (大阪本社) TEL:06-6264-5685 (埼玉分室) TEL:048-835-1524